

## < 響ホール利用について >

令和2年4月1日利用分より、響ホールの利用について下記の通りとなります。

### ◆ご予約方法について

これまで通り、1年前の同日からの受付開始に変更はございません。

#### <仮予約受付期間>

大ホール（本番）	1年前から1ヶ月前まで
大ホール（練習）	1年前から3日前まで（音響反射板等の付属設備の使用を伴わない場合） ※ <u>舞台技術員の出勤を要する場合は1ヶ月前まで。</u>
上記以外	1年前から3日前まで

#### <予約について>

来館、電話等で空き状況を確認し仮予約をしていただき、仮予約後2週間以内または利用日の3日前までに利用申請書をご提出ください。（※いずれかの早い期限とする。）期限内に利用申請書の提出がない場合は、仮予約を取り消しいたしますのでご注意ください。

#### <利用のキャンセルや変更について>

利用のキャンセルや利用内容の変更については、利用日の3日前までにお申し出ください。それ以降のキャンセルや変更は受付致しかねますので、申請時間で基本利用料金をお支払いいただきます。（無断キャンセルを含む）

#### <1年前同日の仮予約について>

- ・1年前の同日予約受付に限り「仮予約重複」とし、申込者での協議となります。
- ・協議で折り合いがつかない場合は、響ホールにて抽選を実施します。指定した日時に響ホールまでお越しください。（ご担当者様の都合でお越しただけでない場合は抽選権利放棄とみなし、ご予約はキャンセルといたします。）

※響ホール自主事業や庄内町の行事等で、受付期間前に予約が入っている場合もありますのでご了承くださいませようお願いいたします。

#### <利用未確定時の仮予約について>

利用の有無や日程が不確定な場合の複数日の仮予約はご遠慮ください。ただし、利用申請書提出期限の2週間以内または利用日の3日前（※いずれかの早い期限とする。）にご利用日程を確定し利用申請書を提出できる場合は、複数日程の仮予約が可能です。ただし、最大で2日または2回分までとします。なお、調整に時間を要する場合は別途職員までご相談ください。

**例** < 準備日…1日 本番…1日 > で利用したい場合は、この2日で1回分とします。

<音出しの伴う利用について>

楽器練習等の音出しの伴う利用については、大ホール・小ホール・練習室に限らせていただきます。

なお、希望日に上記の 3 室が空いていない場合は、他の利用状況との調整もごございますので職員までご相談ください。

#### ◆響ホールをはじめてご利用いただく場合

来館、電話等で仮予約をしていただき、仮予約後 1 週間以内に下記書類をご提出ください。期限までに提出がない場合、仮予約を取り消いたしますのでご注意ください。

①利用申請書

②ご利用団体の概要のわかる資料

③ご利用内容のわかる資料（チラシ、通知、会議次第 等）

別会場での利用実績のある場合は、その時の資料があればご提出ください。

※場合によっては、基本利用料金が事前納入となる場合がございます。その際は、キャンセルや変更がある場合でもお支払いいただいた基本利用料金は返金致しかねますので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

#### ◆響ホール備品について

響ホールの備品は基本的には館内でのご利用となります。館外への持ち出しはご遠慮ください。

- ・プロジェクター…これまで響ホールにあるプロジェクターを無料で貸出しておりましたが、令和 2 年 4 月 1 日以降プロジェクターの貸出は致しません。ご利用の際は利用者様でお持ち込みくださいますようお願いいたします。
- ・消耗品…セロテープ等の消耗品については利用者様でご用意くださいますようご協力をお願いいたします。

#### ◆関係機関への届出

催事の内容により、次の関係機関へ届出の必要がある場合がございますので、事前に届出の要否を確認してください。

- ・主催者様が各関係機関への届出をお願いします。届出後は提出書類の写しを催事開催日の 7 日前までに響ホールまでご提出ください。届出や許可等がない場合、利用できない場合もございます。

項目	届出先	連絡先
施設内への危険物の持込み 特殊効果（スモークマシン等）の使用 裸火の使用 など	酒田地区広域行政組合 消防本部 ※事前に響ホールにご相談いただき、許可を得てからの申請をお願いします。	0234-61-7119
臨時的に食品販売などを行うとき	庄内保健所生活衛生課 食品衛生担当	0235-66-4934

## ◆ピアノ調律

- ・ピアノの調律については、主催者様での手配をお願いいたします。
- ・スタインウェイの調律について、響ホールピアノ保守業者以外に調律を依頼する場合は、主催者様よりピアノ保守業者へのご連絡をお願いいたします。保守業者の立会いが必要な場合もございます。

響ホールピアノ保守業者	有限会社荘内音楽センター・おんがくハウス ☎0235-23-0370
-------------	---------------------------------------

- 調律時の基本利用料金、ピアノ利用料金は下記のとおりとなります。

### 大、小ホール

- ・ピアノ庫内での調律…ピアノ利用料金が発生します

令和2年4月1日より、ピアノ庫内での調律もピアノ利用料金が発生しますのでご注意ください。

- ・ピアノ庫外での調律…基本利用料金+ピアノ利用料金が発生します

### 練習室

基本利用料金が発生します（練習室のピアノに料金設定はございません）

※調律の際も利用申請書の提出が必要となります。主催者様が仮予約をし、利用申請書をご提出ください。なお、調律師が決定したら響ホールまでお知らせくださいますようお願いいたします。

## ◆駐車場

- ・入場者見込みが400名を超える場合は、駐車場誘導係の配置をお願いいたします。

## ◆宣伝、チケット（整理券等）発行

- ・利用許可を受けてから、印刷物（チラシ、ポスター、チケット等）の印刷をしてください。
- ・印刷物には主催者の問い合わせ先を必ず記載してください。  
（問い合わせ先を響ホールにすることのないようお願いいたします。）